

1 調査の目的

この調査は、四半期ごとに景気の変動が雇用等に及ぼしている影響や今後の見通しなどについて調査し、労働経済の変化や問題点等を迅速に把握して、労働政策の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域

全国とする。

(ただし、原子力災害対策特別措置法に基づき帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定された市町村を除く。)

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に基づく次に掲げる産業とする。

ア 建設業

イ 製造業

ウ 情報通信業

エ 運輸業、郵便業

オ 卸売業、小売業

カ 金融業、保険業

キ 不動産業、物品賃貸業

ク 学術研究、専門・技術サービス業

(ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。)

ケ 宿泊業、飲食サービス業

(ただし、飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)

コ 生活関連サービス業、娯楽業

(ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)

サ 医療、福祉

シ サービス業(他に分類されないもの)

(ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く。)

(3) 事業所

上記(2)に掲げる産業に属し、常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所から抽出した 5,835 事業所とする。なお、抽出方法としては、産業別の労働者数による確率比例抽出法を用いている。

3 調査事項

・定例項目(調査共通事項)

事業所の属性に関する事項

生産・売上等の動向と増減(見込)理由に関する事項

雇用、労働時間の動向に関する事項

常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項

雇用調整等に関する事項

・特別項目(調査ごとに異なる事項)

2 月調査 平成 29 年新規学卒者の採用内定状況に関する事項

正社員以外の労働者から正社員への登用の状況に関する事項

5 月調査 平成 30 年新規学卒者の採用計画等に関する事項

8 月調査 既卒者の募集採用に関する事項
労働者不足の対処方法に関する事項

11 月調査 働き方改革の取組に関する事項
事業の見直しと雇用面での対応状況に関する事項

4 基準となる期日又は期間

2 月調査 平成 29 年 2 月 1 日現在

(一部の項目については、調査実施年の前年 10 月から調査実施年 6 月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年 2 月から調査実施年 1 月までの実績)

5 月調査 平成 29 年 5 月 1 日現在

(一部の項目については、調査実施年 1 月から調査実施年 9 月までの実績及び見込)

8 月調査 平成 29 年 8 月 1 日現在

(一部の項目については、調査実施年 4 月から調査実施年 12 月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年 8 月から調査実施年 7 月までの実績)

11 月調査 平成 29 年 11 月 1 日現在

(一部の項目については、調査実施年 7 月から調査実施年の翌年 3 月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年 11 月から調査実施年 10 月までの実績並びに調査実施年 11 月から調査実施年の翌年 10 月までの見込)

5 調査の実施期間

2 月調査	平成 29 年	2 月 1 日	～	2 月 7 日
5 月調査	平成 29 年	5 月 1 日	～	5 月 15 日
8 月調査	平成 29 年	8 月 1 日	～	8 月 7 日
11 月調査	平成 29 年	11 月 1 日	～	11 月 7 日

6 調査系統

厚生労働省一報告者

7 調査の方法

調査票は、郵送により配布し、郵送又はオンライン（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により回収する方法で行った。

なお、各期の有効回答率は以下のとおりである。

2 月調査 50.8% 5 月 45.2% 8 月調査 45.6% 11 月調査 44.9%

8 調査事業所の抽出

- (1) 平成 24 年実施の経済センサス-基礎調査結果による名簿を抽出名簿とし、産業別の労働者数による確率比例抽出。
- (2) 調査事業所数は、調査項目として取り上げられた特定の属性を持つ事業所の割合が 30%のときの標準誤差が、回収率を考慮した上で産業別に 3%以内になるように、下記の算式を用いて決定した。

$$C = \sqrt{\frac{W-n}{W-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}}$$

C = 標準誤差

n = 調査対象事業所数

W = 母集団常用労働者数

P = 特定の属性を持つ事業所の割合

9 達成精度

達成精度は、次式により生産・売上「増加」の事業所割合の標準誤差を算出した。

$$C' = \sqrt{\frac{W - n'}{W} \cdot \frac{\hat{P}(1 - \hat{P})}{n' - 1}}$$

C' = 標準誤差 n' = 調査票有効回答事業所数

W = 母集団常用労働者数 $\hat{P}$ = 生産・売上「増加」の事業所割合の推計値

なお、各期における産業別の達成精度は、次のとおりである。

各期における産業、企業規模別達成精度
－生産・売上「増加」の事業所割合－

平成 29 年 (2017 年)

標準誤差 (単位: %)

	2 月調査		5 月調査		8 月調査		1 1 月調査	
	推計値	精度	推計値	精度	推計値	精度	推計値	精度
建設業	31	3.2	45	3.7	17	2.8	45	3.7
製造業 (消費関連業種)	51	3.2	17	2.6	36	3.3	29	3.1
製造業 (素材関連業種)	44	3.2	22	2.9	29	3.1	31	3.2
製造業 (機械関連業種)	39	3.3	37	3.6	29	3.3	42	3.7
情報通信業	22	3.4	51	4.5	8	2.4	35	4.3
運輸業, 郵便業	53	3.5	14	2.6	31	3.5	37	3.5
卸売業	53	3.7	27	3.6	34	3.7	36	4.0
小売業	53	3.7	16	2.9	28	3.6	35	3.8
金融業, 保険業	23	4.0	21	4.2	10	2.9	17	3.7
不動産業, 物品賃貸業	24	4.2	30	4.7	21	4.1	24	4.3
学術研究, 専門・技術サービス業	34	3.9	51	4.1	23	3.4	36	3.9
宿泊業, 飲食サービス業	41	4.4	20	3.9	27	4.4	54	4.8
生活関連サービス業, 娯楽業	38	4.8	20	4.0	55	5.2	33	4.8
医療, 福祉	26	3.1	18	2.8	20	2.9	25	3.1
サービス業(他に分類されないもの)	39	4.1	28	3.8	20	3.3	27	3.8

10 主な用語の説明

(1) 労働者

常用労働者…… 次のいずれかに該当する労働者をいう。なお、下記の派遣労働者は含まない。

- ・ 期間を定めずに、または 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
- ・ 日々または 1 か月以内の期間を定めて雇われている者で、前 2 か月にそれぞれに 18 日以上雇われた者

正社員等……… 雇用期間を定めないで雇用されている者または 1 年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。

なお、下記の派遣労働者は含まない。

(注) 平成 20 年 2 月調査から下線部分の追加により定義を変更し、併せて名称を「常用」から「正社員等」に変更した。

臨時……… 1 か月以上 1 年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、1 か月未満の雇用契約の者及びパートタイムは除く。

(注) 平成 20 年 2 月調査から下線部分の追加により定義を変更した。

パートタイム…… 1 日の所定労働時間又は 1 週間の所定労働日数が当該事業所の 正社員のそれより短い者をいう。

(注) 平成 20 年 2 月調査から下線部分を「一般労働者」から「正社員」に変更した。

派遣労働者………労働者派遣法に基づいて他社（派遣元事業所）から当該事業所に派遣されている者をいう。

(2) 職種

管 理	課以上の組織の管理に従事する者。
事 務	課長等管理職の指導、監督をうけて事務に従事する者。
専 門 ・ 技 術	高度の専門的知識を応用し、技術的な業務、研究等に従事する者。
販 売	商品、証券などの売買・営業、保険外交などに従事する者。
サ ー ビ ス	調理・接客・給仕など個人に対するサービスに従事する者。
輸 送 ・ 機 械 運 転	鉄道、自動車などで運転に従事する者及び車掌、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者。
技 能 工	原材料の加工、各種機械器具の組み立て、修理、印刷、製本、建設機械を用いない建設作業などに従事する者のうち高度の熟練、判断力、責任を要する作業を行う者。
単 純 工	上記「技能工」と同じ作業に従事しているが、技能などの修得を要しない簡単な作業、単純な筋肉労働に従事する者。

(3) 「D. I.」は Diffusion Index (ディフュージョン・インデックス) の略で、変化の方向性を表す指標である。

(4) 「生産・売上額等判断 D. I.」、「所定外労働時間判断 D. I.」とは、当該期を前期と比べて「増加」と回答した事業所の割合(％、以下同じ)から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(5) 「雇用判断 D. I.」とは、当該期間末を前期末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(6) 「労働者過不足判断 D. I.」とは、労働者数について、調査日現在の状況で「不足（やや不足、おおいに不足）」と回答した事業所の割合から「過剰（やや過剰、おおいに過剰）」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(7) 未充足求人とは、事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するために行っている求人のことであり、求人の方法は問わない。

11 利用上の注意

(1) 平成 27 年 2 月調査実施時に客体事業所の抽出替えを行った。

また、平成 27 年 2 月調査から会社以外の法人（信用金庫、一般財団法人、病院等）も調査対象とした。会社以外の法人が調査対象事業所に占める割合（平成 27 年 2 月調査時）は 9.4%で「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「学研究、専門・技術サービス業」においては、それぞれ、91.0%、13.1%、12.2%と高くなっている。平成 26 年 11 月調査以前の結果との比較には注意を要する。特に、「医療、福祉」は9割を占め、季節パターンが変わっている恐れがあるので、季節調整値の利用は注意を要する。

(2) 労働経済動向調査では、日本標準産業分類に基づく産業別の結果表章を行っているが、日本標準産業分類が改定（第12 回改定、平成19 年11 月）されたことに伴い、平成21年2月調査より改定された分類により結果表章を行っている。また、「医療、福祉」を追加し、表章産業区分は9 産業から12産業とした。こうしたことから、平成 20年11月調査以前との比較は注意を要する。

(3) 平成 27 年 2 月調査から会社以外の法人（信用金庫、一般財団法人、病院等）を調査対象に加えたため、時系列分析の際には注意が必要である。

(4) 集計に用いた産業区分は、日本標準産業分類の中分類産業を次のとおりまとめたものである。

D 建設業

06 総合工事業

07 職別工事業（設備工事業を除く）

08 設備工事業

E 製造業

消費関連業種

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業

11 繊維工業

13 家具・装備品製造業

15 印刷・同関連業

20 なめし革・同製品・毛皮製造業

32 その他の製造業

素材関連業種

12 木材・木製品製造業（家具を除く）

14 パルプ・紙・紙加工品製造業

16 化学工業

17 石油製品・石炭製品製造業

18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）

19 ゴム製品製造業

21 窯業・土石製品製造業

22 鉄鋼業

23 非鉄金属製造業

24 金属製品製造業

機械関連業種

25 はん用機械器具製造業

26 生産用機械器具製造業

27 業務用機械器具製造業

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

29 電気機械器具製造業

30 情報通信機械器具製造業

31 輸送用機械器具製造業

G 情報通信業

37 通信業

38 放送業

39 情報サービス業

40 インターネット付随サービス業

41 映像・音声・文字情報制作業

H 運輸業、郵便業

42 鉄道業

43 道路旅客運送業

44 道路貨物運送業

45 水運業

46 航空運輸業

47 倉庫業

48 運輸に付帯するサービス業

49 郵便業（信書便事業を含む）

I 卸売業、小売業

卸売業

50 各種商品卸売業	51 繊維・衣服等卸売業
52 飲食料品卸売業	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
54 機械器具卸売業	55 その他の卸売業
小売業	
56 各種商品小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
58 飲食料品小売業	59 機械器具小売業
60 その他の小売業	61 無店舗小売業
J 金融業, 保険業	
62 銀行業	63 協同組織金融業
64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	65 金融商品取引業, 商品先物取引業
66 補助的金融業等	67 保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
K 不動産業, 物品賃貸業	
68 不動産取引業	69 不動産賃貸業・管理業
70 物品賃貸業	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	
72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	73 広告業
74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	
M 宿泊業, 飲食サービス業	
75 宿泊業	76 飲食店
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	79 その他の生活関連サービス業
80 娯楽業	
P 医療, 福祉	
83 医療業	84 保健衛生
85 社会保険・社会福祉・介護事業	
R サービス業 (他に分類されないもの)	
88 廃棄物処理業	89 自動車整備業
90 機械等修理業 (別掲を除く)	91 職業紹介・労働者派遣業
92 その他の事業サービス業	

(5) 集計にあたって用いた規模区分は企業規模による。

企業規模区分は次のとおりである。

- 1, 000人以上
- 300～999人
- 100～299人
- 30～99人

(6) 判断D. I. の季節調整は、センサス局法X-12-ARIMAのなかのX-11デフォルトによる。

季節調整値は平成 21 年より毎年 2 月調査発表時に過去に遡って改定することとした。本報告書に記載の季節調整値は平成 28 年 11 月までの結果に基づき改定した。

(7) 統計表中の「0」は表章単位 2 分の 1 未満の割合を示し、「-」は該当数値がないもの、「△」はマイナス、「…」は調査していないため計数不明、「・」はあり得ないものであること示す。

(8) 構成比は小数点以下第一位を四捨五入としているため、計は必ずしも 100 とはならない。

- (9) この調査では、それぞれの回答をした事業所の割合を集計して表章しているが、労働者が多い事業所ほど調査対象として選ばれやすくなっている（確率比例抽出）ため、実質的に、事業所の割合というよりもこうした回答をした事業所で働く労働者の割合に近い。
- (10) 用語の「正社員等」及び「臨時」の変更により平成 20 年 2 月調査から集計対象が一部異なっているため、平成 19 年 11 月調査以前との比較には注意を要する（詳細は、6 ページ「10 主な用語の説明」を参照）。
- (11) 労働者の職種について、日本標準職業分類を参考とした独自の分類のほか、職務や技能の習熟度による分類を使用している。
日本標準職業分類の設定(平成 21 年 12 月)にともない、平成 23 年 2 月調査より、職種の見直しを行った。
- (12) 学歴区分は、大学卒(大学卒(文科系)、大学卒(理科系))に大学院卒を含めていたが、大学院進学者が増加したことから、平成 25 年調査より大学院卒を分離し、調査集計した。
平成 24 年以前との比較は注意を要する。
- (13) 雇用調整等の実施状況に関する事項については回答していない事業所を「実施していないまたは予定がない」とみなして集計している。
雇用調整等の方法については、平成 24 年 11 月調査までの集計にならい、「雇用調整の方法」と「その他雇用調整の方法」に分けて集計した。ただし、「雇用調整の方法」には平成 25 年 2 月調査から「新規学卒者の採用の抑制・停止」を追加したため、平成 24 年 11 月調査以前との比較は注意を要する。
「事業活動縮小によるもの」は、平成 27 年 2 月調査から調査を開始した。
平成 27 年 2 月調査から下線部分を「操業時間・日数の短縮」から「所定内労働時間の短縮」に変更した。
- ・「雇用調整の方法」として集計
 - 残業規制
 - 休日の振替、夏期休暇等の休日・休暇の増加
 - 臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇
 - 新規学卒者の採用の抑制・停止
 - 中途採用の削減・停止
 - 配置転換
 - 出向
 - 一時休業(一時帰休)
 - 希望退職者の募集、解雇
 - ・「その他の調整方法」として集計
 - 所定内労働時間の短縮
 - 賃金等労働費用の削減
 - 下請・外注の削減
 - 派遣労働者の削減
- (14) 平成 26 年 11 月調査から事業の見直しを「実施した(する予定)」の事業所において、事業の見直し方向として「拡大」、「縮小」、「その他」に分けて調査することとした。
- (15) 平成 27 年 2 月調査から新規学卒者の内定状況の内訳に採用計画数との比較を追加した。
- (16) 平成 29 年 2 月調査から「正社員以外の労働者から正社員への登用の状況」について、「登用実績の有無」を「登用制度の有無及び登用実績の有無」に、また「登用年齢の上限の有無」を「登用制度がありながら登用実績がない理由」に変更して調査を実施することとした。
- (17) 平成 29 年 11 月調査から「新規学卒者の採用内定状況」に変えて、「働き方改革の取組」について新たに調査を実施することとした。

- (18) この調査では、当該集計項目に回答していない事業所については、一定の回答をしたと見なして集計する、当該事業所を除いて集計するほか、当該集計項目に回答していない事業所を含むすべての事業所について集計するなど集計方法は項目により異なっている。